（産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官）

第五条の三　保安政策課に、産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官一人を置く。（新設）

2　産業保安企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高度な情報通信技術を用いた産業保安の円滑な促進のための政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　高度な情報通信技術を用いた産業保安に係る国際協力に関すること。

三　保安政策課の所掌に係る産業保安の確保に関する事務における情報処理システムの高度利用の促進に関すること。

3　産業保安企画室に、室長を置く。

4　高圧ガス保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高圧ガスの保安の確保に関すること（ガス安全室の所掌に属するものを除く。）。

二　石油コンビナート等の災害の防止に関すること。

三　石油パイプラインの保安の確保に関すること。

5　高圧ガス保安室に、室長を置く。

6　ガス安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ガスに関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

二　ガス事故防止対策に関すること。

三　熱の供給に関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

四　熱の供給に係る事故防止対策に関すること。

五　一般消費者及びこれに類するものに係る液化石油ガスの保安の確保に関すること。

7　ガス安全室に、室長を置く。

8　保安制度調整官は、命を受けて、産業保安に係る基準・認証制度に関する特定事項の調査及び調整に関する事務を処理する。

（製品安全対策官及び品質表示対策官）

第五条の四　製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。（新設）

2　製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。

3　品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。

（化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官）

第五条の五　化学物質管理課に、化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官それぞれ一人を置く。（新設）

2　化学物質安全室は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　化学物質安全室に、室長を置く。

4　化学兵器・麻薬原料等規制対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。